

(陳受R3第7号)

飼い主のいない猫の問題に取り組むボランティア活動への支援のお願い

受理年月日

令和3年8月3日

陳情者

光市丸山町16番22号
山口TNR実行委員会 事務局
三浦 恵美

陳情の要旨

1 環境省作成の「動物の遺棄・虐待は犯罪です」の看板設置と、光市広報での不妊去勢手術の啓発

今年度改正された動物愛護法で、動物の遺棄・虐待の厳罰化となりました。「餌をやるな」ではなく、まずは遺棄させない、増やさない、を啓発していかないと、現状の問題は先送りされるだけです。

2 飼い主のいない猫を今以上増やさないため、不妊去勢手術を施すための、公共の施設の利用

2020年2月から、光市内の個人ボランティアで協働して取り組んでいるTNR一斉事業は、現在、有志個人所有の建物で開催していますが、今後使用できなくなるので、光市として施設利用の協力をお願いします。

3 民間ボランティアによる猫の譲渡会や、ボランティア育成のための勉強会の開催への、公共施設利用や広報などの協力

TNR事業を進めていく中で、子猫や人馴れしていて虐待の可能性がある猫など、地域に戻すことが出来ない猫をボランティアそれぞれが抱えています。里親につなげることができるなら、地域で暮らす猫は減ることになり、そのための譲渡会や、市内各地域で猫の相談に対応できるボランティアを育成するための勉強会を開催するために、市の施設利用や市広報への掲載などの協力をお願いします。